

令和3年9月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化及び  
保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省の標記事務連絡（2件）につきまして、下記のとおり日本医師会より情報提供がありました。  
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化について

年内を目途にデジタル化の実現が図られる予定である新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について、電子交付に向けた検討状況等について示されております。

(別添1) 二次元コード及びAPI の仕様

(別添2) 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について（周知）

令和3年10月1日午前0時以降、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の保持者については、

- ・ 検疫所が確保する宿泊施設にて6・10日間の待機対象となっている指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国した場合、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 又は抗原定量検査）の陰性結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の待機を求めないこととできること
- ・ 検疫所が確保する宿泊施設にて3日間の待機対象となっている、水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域及び水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域から入国・帰国した場合、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めないことが示されております。

(別添1) ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について

(別添2) 水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について

【日本医師会ホームページ】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】  
大阪府医師会  
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)